

ふるさと納税

平成27年4月1日
スタート!

ワンストップ特例制度について

この特例制度は、確定申告をする必要のない給与所得者の方などがふるさと納税により市町村や都道府県に寄附をした場合、「特例申請書」を提出することで、確定申告・住民税申告を行わなくても寄附金控除を受けることができる制度です。

! この特例制度は、条件をすべて満たしている方のみ受けることができます。

特例制度を受けるための条件

特例制度を受けることができるのは、次の全ての条件を満たしている方です。それ以外の方は、これまでと同様に確定申告が必要となります。

(1) 確定申告・住民税申告の必要がない給与所得者や年金所得者等の方
確定申告が必要な自営業の方などは対象になりません。
また、給与所得者等であっても、給与収入が2千万円を超えるなど確定申告が必要な方や、医療費など各種控除を受けるために確定申告を行う方などは対象になりません。

(2) 年間の寄附先市町村等が5団体以内である方
6団体以上に寄附をされた方は対象になりません。
なお、1つの団体に何回寄附をしても1団体としてカウントされます。

(例) 4月：A町、B市に寄附 このような場合、寄附は計6回行っていますが、
5月：A町、C市に寄附 ← 寄附先の市町村は4団体のため、特例制度の適用
6月：B市、D村に寄附 を受けることができます。

! 上記の条件に当てはまらなくなった場合、すでに行った特例申請はすべて無効となりますので寄附金控除の申告も忘れないよう、ご注意ください。

手続きの方法

ワンストップ特例制度の申請を希望される方は、「申告特例申請書」に記入・押印のうえ、寄附した市町村等に提出してください。

★「申告特例申請書」は押印が必要であるため、直接ご持参いただくか、郵送による提出をお願いします。
(郵送で提出する場合の郵便料金は申請者ご自身の負担となりますのでご了承ください)

特例申請書が届きましたら、別海町では「受付書」を返送します。
受付書は、寄附金受領証明書とあわせて大切に保管してください。

! 特例申請書の提出後、翌年1月1日までの間に記載内容（電話番号を除く）に変更があった場合は「申告特例申請事項変更届出書」を、寄附をした翌年の1月10日までに、寄附を行った市町村等に必ず提出（郵送）してください。

確定申告を行う場合の流れ



★寄附者の「所得税・住民税」から控除

ワンストップ特例制度が適用される場合の流れ



★寄附者の「住民税」から控除

どちらの手続きを行った場合も、受けられる控除の総額は同じです。

※確定申告時の所得税控除分の相当額が、「申告特例控除額」としてまとめて住民税から控除されます。

別海町に寄附していただいた方で、ワンストップ特例申請の適用を受けようとする方は、次のあて先へ「特例申請書」を提出していただきますよう、お願いいたします。
【あて先】〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
別海町 総務部総合政策課 企画振興担当 あて